

改正

平成22年3月29日告示第53号

佐久市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 佐久市内における特定非営利活動法人等による福祉有償運送(以下「福祉有償運送」という。)の必要性、福祉有償運送の実施者の適格性、福祉有償運送の安全の確保、利用者の利便の確保等について協議するため、佐久市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 協議会は、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国土交通省自動車交通局長通知国自旅第240号)に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉有償運送の実施に伴う道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定に基づく許可申請に際しての福祉有償運送の実施者の適格性に関すること。
- (2) 福祉有償運送の安全の確保に関すること。
- (3) 福祉有償運送の利用者の利便の確保に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉有償運送について必要と認められること。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 長野運輸支局長が指定する職員
- (3) 社会福祉協議会の職員
- (4) タクシー事業者
- (5) タクシー運転者
- (6) 福祉有償運送の利用者
- (7) 市職員

(任期等)

**第4条** 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 委員は、自己又は自己の所属する団体の利害に関係のある事項については、議事に加わることができない。

5 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日告示第53号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。